

福井市告示第 2 2 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度及び令和 8 年度において福井市が発注する物品の購入等（物品の購入、印刷又は修繕をいう。）、借入れ（リースを含む。）又は製造の請負の競争入札等（一般競争入札、指名競争入札及び随意契約をいう。以下同じ。）に参加する者に必要な資格、資格審査の時期、申請の方法等について、次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項（同令第 1 6 7 条の 1 1 第 3 項において準用する場合を含む。）及び福井市財務会計規則（昭和 3 9 年福井市規則第 1 1 号）第 8 8 条（同規則第 1 0 3 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和 6 年 9 月 1 3 日

福井市長 西 行 茂

1 対象者

次表の品目を取り扱っている者又は製造している者で、市内業者（登記事項証明書上の本店（個人の場合は、主たる営業所をいう。以下同じ。）が福井市内にある者をいう。以下同じ。）、準市内業者（福井市内に契約の締結等の権限を委任された営業所等があり、法人にあつては、福井市に法人市民税の事業所開設届を提出している者をいう。ただし、委任された営業所等と他の営業所等との重複登録及び委任された営業所等の代表者と他の営業所等の代表者との重複（兼任）は認めない。以下同じ。）、県内業者（登記事項証明書上の本店が福井県内にあり、かつ、本店及び契約の締結等の権限を委任された営業所等が福井市内にない者をいう。）又は県外業者（登記事項証明書上の本店が福井県外にあり、かつ、本店及び契約の締結等の権限を委任さ

れた営業所等が福井市内にない者をいう。) であること。

営 業 種 目 名		
印 刷	写 真 及 び 青 写 真	文 具 、 印 章 及 び 事 務 機 器
紙 業	図 書 、 地 図 及 び 新 聞	教 材 、 楽 器 及 び 運 動 器 具 類
家 具 、 畳 、 テ ン ト 及 び 室 内 装 飾		看 板 、 標 識 及 び 舞 台
被 服 、 履 物 及 び ク リ ー ニ ン グ		金 物 及 び 日 用 雑 貨
ギ フ ト 、 時 計 及 び 百 貨 店		厨 房 及 び 調 理 機 器
電 気 機 器	消 防 機 器	理 化 学 機 器
そ の 他 機 器		医 薬 品 及 び 工 業 薬 品
車 輜 及 び タ イ ヤ	燃 料	工 事 用 材 料 類
食 料 品 及 び 飲 料	花 、 園 芸 及 び 飼 料	リ ー ス 及 び レ ン タ ル
上 下 水 道 機 器	ガ ス 機 器	そ の 他 の 品 目

2 申 請 要 件

次の（１）から（５）までのいずれかに該当する者は、競争入札等の参加資格（以下「資格」という。）に係る審査申請書（以下「申請書」という。）を提出することができない。なお、申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者又は資格の認定後に次の（１）から（５）までのいずれかに該当することとなった者については、当該資格を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号（同令第１６７条の１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 福井市暴力団排除条例（平成２３年福井市条例第２２号）第２条第１号及び第２号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者
- (3) 福井市長の政治倫理に関する条例（平成１７年福井市条例第２１

号) 第 21 条及び福井市長の政治倫理に関する条例施行規則(平成 17 年福井市規則第 83 号) 第 23 条の規定に該当する者

(4) 福井市議会議員政治倫理条例(平成 14 年福井市条例第 21 号) 第 4 条の規定に該当する者

(5) 納期限の到来した税を完納していない者

3 申請書を提出しようとする者が有すべき営業所の要件

申請書を提出しようとする者が有すべき営業所の要件は、市内業者にあつては登記事項証明書上の本店が、準市内業者にあつては契約の締結等の権限を委任された営業所等が、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。なお、資格の認定後に、要件を満たさないことが明らかとなった場合は、資格を取り消すことがある。

- (1) 事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が具備されていること。
- (2) 営業所等の所在を明らかにする看板又はこれに類するものが当該営業所等又はその周辺に掲げられており、屋外において容易に視認できる場所に表示され、当該営業所等として識別できること。
- (3) 兼用住宅である場合は、事務所と居住部分が明確に区分されていること。
- (4) 単に社員その他の者の宿舍、住宅等ではなく、営業所等であることが容易に識別できること。
- (5) 営業所等において営業活動を行い得る人的配置がなされ、かつ、契約締結権者が専任で常勤していること。

4 申請期間

令和 6 年 10 月 1 日(火) から同年 12 月 13 日(金) まで(ただし、福井市の休日を定める条例(平成元年福井市条例第 48 号) 第 1

条第 1 項に規定する休日を除く。)

5 資格の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

6 申請書の提出先

〒 9 1 0 - 8 5 1 1

福井市大手 3 丁目 1 0 番 1 号

福井市財政部契約課物品契約係

7 申請書の提出方法

原則、電子申請によること。

8 提出書類の種別及び留意事項

福井市物品等競争入札参加資格審査申請要領を参照すること。

9 詳細についての問合せ先

福井市財政部契約課物品契約係

電話番号 0 7 7 6 - 2 0 - 5 2 7 7

ホームページアドレス <http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu/index.html>